

諮問庁：カジノ管理委員会委員長

諮問日：令和6年3月5日（令和6年（行個）諮問第34号）

答申日：令和6年9月13日（令和6年度（行個）答申第85号）

事件名：本人の顔写真とその提出先等の不開示決定（存否応答拒否）に関する
件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年8月24日付けカ管委第164号によりカジノ管理委員会委員長（以下「カジノ管理委員会委員長」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、訂正等申立書及び意見書によると、おおむね別紙1及び別紙2のとおりである。なお、添付資料については省略する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

審査請求人（以下、第3において「請求人」という。）は、令和4年7月22日付け（同月26日受付）で、処分庁に対して法77条1項の規定に基づく保有個人情報の開示の請求を行った。

これに対して、処分庁は、令和4年8月24日付け（カ管委第164号）で法81条の規定に基づき、存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否することとし、保有個人情報の開示をしない旨の決定（以下、第3において「本件処分」という。）を請求人に通知したところ、請求人はこれを不服として、令和4年11月17日付けで審査請求書を提出したものである。その後、令和5年5月31日付けで同審査請求書の訂正等申立書の提出があった。

なお、当該審査請求書において、令和4年9月13日付けで保有個人情報の開示をしない旨の決定（カ管委第190号）、同月30日付けで保有

個人情報の一部を不開示とし、その余を開示する旨の決定（カ管委第205号別紙文書番号1，2及び5）及び同日付で保有個人情報の開示をしない旨の決定（カ管委第206号別紙文書番号2）についての審査請求がなされているが、本理由説明書では本件処分についての理由を説明することとし、それ以外の処分に係る理由については別に説明することとする。

2 原処分の妥当性について

(1) 法78条5号の不開示情報に該当すること

本件処分に係る開示請求は、請求人が付きまとい等を反復して行い、ストーカー行為を行ったことに関し、警察や検察庁といった捜査機関に提出された資料や、捜査及び公判において捜査機関及びその関係部署とやりとりをした記録に記載された保有個人情報である。

かかる情報は、捜査機関において、犯罪の捜査等のために、どのような個人情報を、どの部署において、どのような利用の目的で、どのような項目・範囲・方法で、いつから、どのようにして収集・保有しているかなどが判明する情報であり、公にすることにより、捜査機関が、犯罪捜査等のために、どのような個人情報を、どの部署において、どのような利用の目的で、どのような項目・範囲・方法で、いつから、どのようにして収集・保有しているかなどが明らかとなれば、捜査等の性質上、本来的に秘密とされる捜査機関の情報収集の手法及び活動、犯罪捜査の手法及び活動、警察活動の実態等を把握することが可能となってしまう、また、今後の捜査機関の情報収集の手法及び活動、犯罪捜査の手法及び活動、警察活動の実態等を推し量ることも可能となってしまうばかりか、国の安全を脅かす反社会勢力あるいは犯罪行為を企図する者等が、捜査機関の情報収集の手法及び活動、犯罪捜査の手法及び活動、警察や検察庁の活動の実態等を把握し、身分の偽装、犯罪手口の変更又は捜査活動への妨害等の対抗措置を講じること等を容易ならしめてしまうなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公判の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼす（原文ママ）おそれがある。

また、請求人が〇〇後にストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）違反の被疑事実により逮捕されており（以下「刑事事件」という。）、本件処分に係る開示請求が行われた令和4年7月22日から本件処分が行われた同年8月24日までの間、刑事事件の公判が係属しており、仮に該当する情報が存した場合、開示をすることにより、検察官の公判活動における活動の実態や公判準備活動の実態及びその手法が明らかになったり、開示した情報が証拠調べ請求されたりするなど、検察官の公判活動に影響を及ぼし、刑事事件の公判の維持に支障を及ぼすおそれがあった。

したがって、本件処分に係る開示請求対象の文書に係る情報は、法7

8条5号の不開示情報に該当する。

(2) 存否を明らかにしないことに相当の理由があること

一般的に、捜査機関やその関連部署が刑事事件の捜査・公判のために、特定の事件や特定個人に対して情報収集を行っていることやその他の具体的な捜査活動及び公判活動を行っていることが明らかになれば、かかる活動自体の遂行が困難となるばかりか、当該活動の相手方等において各種活動を潜在化、巧妙化させるなどの防衛措置が講じられたり、証拠隠滅が図られるなど、犯罪の予防、鎮圧、捜査、公判の維持等の公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、本件各文書につき存否を明らかにせずこれを不開示とした本件処分は妥当である。

(3) 小括

以上のとおり、本件処分に係る保有個人情報、法78条5号の不開示情報に該当し、存否を明らかにすることでかかる不開示情報を開示することになるのであるから、存否を明らかにせず不開示とした本件処分は妥当である。

3 請求人の主張について

(1) 法78条5号該当性について

請求人は、委員会の任務に照らして、処分庁が法78条5号に規定する情報かどうかを判断することはできない旨主張（審査請求書・16, 17ページ）するが、同号は、「行政機関の長」が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるかどうか判断する旨規定するところ、カジノ管理委員会は国家行政組織法3条2項に規定する機関に該当する「行政機関」であること、本件処分を行った処分庁は行政機関の長に該当することは明白である。

また、法78条5号が、不開示の要件として、「おそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定し、「おそれ」の存在そのものを要件とする同条6号、7号と規定振りを異にしていることからすると、同条5号は、行政機関の長の裁量を尊重する趣旨と解するのが相当である。

すなわち、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。そのため、司法審査の場においては、裁判所は、同号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが相当であるため、このような

規定振りとされているものであり（「行政機関等個人情報保護法の解説」増補版93ページ）、その意味で、同号は、行政機関の長に広範な裁量権を付与したものと解される。

したがって、請求人の委員会の任務を根拠に本件処分が違法であるとの主張は理由がない。

(2) 裁量権の逸脱又は濫用がある旨の主張について

請求人は、処分行政庁が部分開示、裁量的開示をしなければならないにもかかわらずしていないこと、また、不正な動機をもって本件処分を行っていることを理由に裁量権の逸脱又は濫用があった旨主張している（審査請求書28ないし31ページ）（原文ママ）が、請求人は、処分行政庁が不正な動機をもって本件処分を行った旨の主張につき、何ら根拠を示していない。

これをおくとしても、前記2のとおり、本件処分に係る保有個人情報は、法78条5号の不開示情報に該当し、その存否を明らかにすることにより不開示情報を開示することとなることから、処分行政庁は部分開示及び裁量的開示を行わずに本件処分を行ったのであって、裁量権の範囲の逸脱又は濫用はなく、請求人の主張は理由がない。

(3) 理由付記について不備がないこと

請求人は、本件処分につき、「カジノ管理委員会における法に基づく処分審査基準」（甲45）の第6に記載されているいずれの理由に基づいて処分がされたかがわからず理由付記が不十分である旨主張する（訂正等申立書・5ないし8ページ）（原文ママ）。

この点、不利益処分に係る理由付記につき、最高裁は、行政手続法8条1項本文が、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示すべきものとしているのは、申請者に許認可等の法令上の利益を付与しないという申請拒否処分の性質に鑑み、「行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を申請者に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る審査基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定すべきである。」と判示している。（最高裁平成23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081ページ）

これを本件についてみると、本件処分の決定通知書に付記された「開示をしないこととした理由」には、いずれも該当条文である法78条5号を摘示し、存否を答えることにより、同号に規定された不開示情報を

開示するおそれがあることから、法 8 1 条の規定により開示請求を拒否した旨を明確に記載している。

これらの記載は、請求人において、いかなる法令を適用して処分が行われたかをその記載自体から了知し得るものといえ、上記審査基準第 6 の 1 を指していることは明白であることから、本件処分に係る各理由付記に行政手続法 8 条 1 項本文に違反するものとはいえない。

したがって、本件処分に係る理由付記はいずれも妥当であり、請求人の主張は理由がない。

4 まとめ

以上によれば、本件処分は妥当であり、維持されるべきである。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|------------------|-------------------|
| ① 令和 6 年 3 月 5 日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年 5 月 1 5 日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 同月 2 4 日 | 審議 |
| ⑤ 同年 7 月 1 2 日 | 審議 |
| ⑥ 同年 9 月 6 日 | 審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報の存否を答えることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとして、法 8 1 条の規定により不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 法 1 2 2 条 1 項の趣旨等

ア 法 1 2 2 条 1 項では、刑事事件等に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分等に係る保有個人情報は法第 5 章第 4 節の適用除外とする旨規定されているところ、その趣旨は、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる可能性があるなど、被疑者の立場になったことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるため、そのような事態を防ぐ点にあると解される。

イ また、司法警察職員の職務について、刑事訴訟法189条が、「警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。」

(同条1項)及び「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。」(同条2項)と規定していることから、法122条1項の「司法警察職員が行う処分」とは、司法警察職員が、刑事事件等について、法令の規定に基づき公権力を行使して行う捜査活動を指すと解される。

(2) 法122条1項該当性

ア 本件対象保有個人情報、審査請求人が逮捕、起訴された特定の刑事事件に関して、カジノ管理委員会事務局が審査請求人の顔写真を特定の期間に特定の捜査機関に提出したこと及び同事務局特定職員Bが審査請求人からの特定の日付の通話内容を録音し、録音した情報を令和〇年〇月〇日及び同月〇日に特定の捜査機関に提出したことを前提として作成又は取得される保有個人情報であると認められる。

イ そうすると、本件対象保有個人情報は、審査請求人が逮捕、起訴された特定の刑事事件の捜査の過程等で作成又は取得された保有個人情報であり、本件対象保有個人情報を開示請求の対象とした場合には、審査請求人が特定の刑事事件の被疑者等として、捜査機関による捜査対象であったことが明らかになるなど、審査請求人の社会復帰上又は更生保護上問題となり、審査請求人の不利益になるおそれがあると認められる。

ウ したがって、本件対象保有個人情報は、法122条1項の「刑事事件に係る司法警察職員等が行う処分に係る保有個人情報」に該当すると認められ、法第5章第4節の規定は適用されないものである。

エ しかしながら、処分庁は、原処分において、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで、法78条5号の不開示情報を明らかにすることとなるとして法81条の規定により不開示とする原処分を行っていることから、あえて原処分を取り消し、改めて法第5章第4節の規定は適用されないとする決定を行うまでの意味がないことから、原処分は、結論において妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、法80条に基づく裁量的開示を求めているものと解されるが、本件は、審査請求人に本件対象保有個人情報の開示請求権が認められない場合であるから、法80条の規定を適用する余地はなく、その主張は採用できない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法78条5号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、本件対象保有個人情報は、法122条1項の「刑事事件に係る司法警察職員等が行う処分に係る保有個人情報」に該当し、法第5章第4節の規定が適用されないと認められるので、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは、結論において妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙1 本件対象保有個人情報

カジノ管理委員会事務局が、開示請求者に関する情報として、令和〇年〇月〇日から現在までの間に、特定地方検察庁、警視庁又は警視庁特定警察署（所在地（略））に提出した資料のうち、以下の保有個人情報

1 開示請求者の顔写真（撮影日時、撮影場所、撮影者の方の氏名などを明らかにしたものを含みます。）と、その提出先、提出年月日と時間、提出した者

2

(1) カジノ管理委員会事務局〇〇課〇〇でいらした特定職員Bが、令和〇年〇月〇日警視庁特定警察署に提出した、特定職員Bが開示請求者から着信があった際、通話内容をボイスレコーダーに録音し、この記録を反訳した資料（「〇月〇日夜の着信・通話の概要」、 「〇月〇、〇日夜の着信・通話の概要」、 「〇月〇日夜の着信・通話の概要」、 「〇月〇日夜の着信・通話の概要」）の、録音データその他の音声録音情報と、その提出先、提出年月日と時間、提出した者

(2) カジノ管理委員会事務局〇〇課〇〇でいらした特定職員Bが、令和〇年〇月〇日警視庁特定警察署に提出した、特定職員Bが開示請求者から着信があった際、通話内容をボイスレコーダーに録音し、この記録を反訳した資料（「〇月〇日夜の着信・通話の概要」）の、録音データその他の音声録音情報と、その提出先、提出年月日と時間、提出した者

別紙2 審査請求書及び訂正等申立書

1 審査請求の趣旨

- (1) 令和4年7月22日付け（同月26日受付）で審査請求人が行った別紙1に記載された保有個人情報の開示請求に対し、処分庁が令和4年8月24日付けで行った当該保有個人情報の開示をしない旨の決定（カ管委第164号）（原処分）を取り消し、開示を求める。
- (2) （略）
- (3) （略）
- (4) （略）

2 審査請求の理由

(1) これまでの経緯

ア 審査請求人について

審査請求人は、令和〇年〇月〇日、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）3条1項により、内閣府事務官（略）として処分庁事務局に採用していただいた者であり、任期は令和〇年〇月〇日まででした（甲1号証）。

（以下略）

イ 刑事事件

（略）

ウ 本件禁止命令と行政不服審査請求

（略）

エ （略）

(2) 審査請求に係る決定の経緯

ア 令和4年7月22日付け（同月26日受付）でした開示請求（別紙2）

審査請求人は、刑事事件や令和3年8月3日に申し立てた行政不服審査請求の準備のため、令和4年7月22日、処分庁に対し、別紙2の保有個人情報の開示を請求しました（甲17号証から甲21号証まで）。

しかし、処分庁は、令和4年8月24日、この開示請求について、開示請求のあった保有個人情報は、その存否を答えることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法81条の規定により開示請求を拒否し、法82条2項の規定により、全部を開示しないことに決定しました（甲22号証。カ管委第164号）。

イ （略）

ウ （略）

（ア）ないし（オ）（略）

(カ) そこで、審査請求人は、①令和4年7月22日付け（同月26日受付）で審査請求人が行った別紙Ⅱに記載された保有個人情報の開示請求に対し、処分庁が同年8月24日付けでした当該保有個人情報の開示をしない旨の決定（カ管委第164号）、（略）を、全て取り消し、全部開示を求めて、行政不服審査請求を申し立てました。

(3) 違法性

ア 個人に関する情報（法78条2号）

（略）

イ 公共の安全等に関する情報（法78条5号）

(ア) 法78条5号は、公共の安全等の国民全体の基本的な利益の擁護に携わる内閣の重要な責務に関するものであり、かつ、開示・不開示の判断に高度の専門性・政策的判断を必要とする特殊性を有することから、内閣の下にある行政機関の長の不開示決定の判断を尊重しています（宇賀『新・個人情報保護法の逐条解説』（有斐閣，令和4年）559頁）。

そして、法78条5号は、個人情報取扱事業者の保有個人データの開示に関して定めた法33条2項とは異なり、司法警察を念頭に置いた規定であり（宇賀『新・個人情報保護法の逐条解説』（有斐閣，令和4年）559頁）、趣旨のひとつに公共の安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的な利益を擁護するため政府に課された重要な責務であり、その利益は十分に保護する必要があるとの考えに基づくものであるという考えがあるところ（高橋ほか編『条解行政情報関連三法』（弘文堂，平成23年）612頁〔岩崎〕）、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」に該当するかどうかの判断に当たっては開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報の性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を必要とします（甲45号証の第3の4キ）。

(イ)

a しかし、審査請求人がした開示請求の対象となった保有個人情報は、いずれも処分庁であった事実に関するものであり、審査請求人が知っている又は知り得るものです。そして、これらの情報は、例えば、「労働基準監督機関が行った手法、法違反等に対する措置等が明らかになる情報」で「労働基準監督機関が行う検査、犯罪捜査から逃れることを容易にし、又は助長する等監督指導事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの」等には当たりません（総務省ホームページ（URL（略））答申日／答申番号（令和2年8

月31日／令和2年度（行個）第72号），諮問日／諮問番号（令和元年11月25日／令和1年（行個）第134号），諮問庁 厚生労働大臣，本人の申告による申告処理台帳等の一部開示決定に関する件）。

このほか，法78条5号該当性を認めた事例として，警察や公安調査庁の保有する開示請求者本人に関する個人情報について，5号を理由に存否応答拒否とした原決定の判断を妥当としたものが多く（高橋ほか編『条解 行政情報関連三法』（弘文堂，平成23年）614頁〔岩崎〕），処分庁は，警察や公安調査庁ではありません。

b（略）

その直後，審査請求人は，特定職員Aとの間のやり取りの前後から，城山トラストタワー〇階共用部分で待っていたと思われる，警視庁本部と，特定警察署の方々〇名ほどに，〇階のリフレッシュコーナーで，特定職員Bに対するストーカー規制法違反で〇〇されました（ストーカー規制法18条，2条3項，2条1項5号）。

その後，審査請求人は，令和〇年〇月〇日，警視総監の方から，審査請求人がした令和〇年〇月〇日付け保有個人情報の開示請求に対する保有個人情報の一部開示決定をしていただいて（甲46号証），審査請求人に対する令和〇年〇月〇日付け「特定職員Bへの連絡等の禁止について」（甲47号証），同年〇月〇日付け「特定職員Bへの一切の連絡等の禁止について」（甲48号証），同年〇月〇日付け訓告書（甲49号証）などのそれぞれの写しの交付を受けました。令和〇年〇月〇日付け「特定職員Bへの連絡等の禁止について」（甲47号証）の下には「92」と，同年〇月〇日付け「特定職員Bへの一切の連絡等の禁止について」（甲48号証）の下には「93」と，令和〇年〇月〇日付け訓告書（甲49号証）の下には「95」と，それぞれ書いてあります。これら3通の書面は，審査請求人を含む処分庁事務局の方々の一部しか保有していないにもかかわらず，警視庁本部が保有しているし，それぞれ番号が付ってあることから，処分庁事務局が，警視庁本部又は特定警察署に対し，審査請求人の知らないところで，これら3通の文書を含む少なくとも95枚以上ある文書を，全て一度に提出しています。

(ウ) そもそも，処分庁は，令和2年1月7日，3条委員会のひとつとして発足した行政庁であり，カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図ることを任務とし，カジノ事業の監督等の事務をつかさどっています（特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）214条，215条，原始附則1条3号。特定複合観光施設区域整備法の一部の施行期日を定める政令（令和元

年政令第134号)。国家行政組織法(昭和23年法律第120号)3条)。

このような事務をつかさどる処分庁は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う、検察官の行う事務を統括する検察庁とは異なります(検察庁法(昭和22年法律第61号)1条1項、4条)。

そして、処分庁は、審査請求人をとにかく早く処分庁から追い出したいために、処分庁事務局職員であった審査請求人に対し、特定職員Bに対するストーカー行為の嫌疑に関する捜査機関への協力を何ら告げることなく、〇〇に協力しています。

このため、司法警察をつかさどることがない処分庁は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報の性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を有しているとはいえないにもかかわらず、審査請求人を不利益な立場に置きたいがために、公共の安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的な利益を擁護するため政府に課された重要な責務であるなどといい、何ら捜査機関への協力を告げることなく〇〇に協力する機関であり、到底、審査請求人がした開示請求に係る保有個人情報の開示をすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全又と秩序の維持に支障を及ぼす「おそれがあると開示決定等をする行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」が含まれているかどうかを判断することはできません。

(エ) 別紙2の1

令和4年7月22日付け(令和4年7月26日受付)で審査請求人が行った別紙2の1の開示請求は、処分庁事務局が、開示請求者である審査請求人に関する情報として、令和〇年〇月〇日から現在までの間に、特定地方検察庁、警視庁本部又は特定警察署に提出した資料のうち、審査請求人の顔写真(撮影日時、撮影場所、撮影者の方の氏名などを明らかにしたものを含みます。)と、その提出先、提出年月日と時間、提出した者に関する保有個人情報の開示を求めるものです(甲17号証から甲21号証まで)。

なぜなら、審査請求人は、刑事事件において、捜査機関の方が、遅くとも令和〇年〇月〇日の時点で、審査請求人の顔写真を入手していることを確認しているところ(甲50号証27頁以下は、遅くと

も令和○年○月○日には審査請求人の顔写真を入手していたと書いていますが、同月2日の誤りです。)、審査請求人は、処分庁事務局に採用していただいた令和○年○月○日から、審査請求人が通常逮捕された令和○年○月○日までの間、自分で自分の容ぼうを写真撮影して特定職員Bや特定職員Cその他の処分庁事務局の方など第三者の方に対し撮影した写真その他のデータを提供したり、これらの第三者の方に対し撮影していただいて、撮影していただいた第三者の方に対し撮影した写真その他のデータを提供した記憶はないからです。

また、審査請求人は、捜査機関の方が、審査請求人の容ぼうを知った経緯が分からない中、令和○年○月○日、同月○日、同月○日、いずれも処分庁事務局のある城山トラストタワーから帰宅する審査請求人の行動確認、犯行状況確認及び現場確認をしており、審査請求人の顔写真をあらかじめ確認していたことを知りました。

審査請求人は、捜査手法が適法であるかどうか確認するため、別紙の1に記載された保有個人情報の開示を求めるものであり、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全又と秩序の維持に支障を及ぼすおそれはありません。

(オ) 別紙2の2

別紙2の2の保有個人情報を求める開示請求は、捜査機関に提出した資料のうち、特定職員Bが、令和○年○月○日警視庁特定警察署に提出した、特定職員Bが審査請求人から着信があった際、通話内容をボイスレコーダーに録音し、この記録を反訳した資料(「○月○日夜の着信・通話の概要」、「○月○、○日夜の着信・通話の概要」、「○月○日夜の着信通話の概要」、「○月○日夜の着信・通話の概要」)の、録音データその他の音声録音情報と、その提出先、提出年月日と時間、提出した者に関する保有個人情報と、特定職員Bが令和○年○月○日警視庁特定警察署に提出した、特定職員Bが開示請求者から着信があった際、通話内容をボイスレコーダーに録音し、この記録を反訳した資料(「○月○日夜の着信・通話の概要」)の、録音データその他の音声録音情報と、その提出先、提出年月日と時間、提出した者に関する保有個人情報の開示を、それぞれ求めるものです(甲17号証から甲21号証まで)。

なぜなら、審査請求人は特定職員Bに電話をかけたところ、特定職員Bは、特定職員Bと審査請求人との間の会話を録音し、捜査機関の方や特定職員Cとともにこれを記録した反訳が作成され、刑事裁判に証拠として提出されているものの、審査請求人の連絡を拒絶し

ていない発言があったにもかかわらず、反訳された資料にはこのような記述はなく、正確性を確認する必要があります。

審査請求人は、この反訳された資料の正確性を確認するため、別紙2の2に記載された保有個人情報の開示を求めるものであり、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全又と秩序の維持に支障を及ぼすおそれはありません。

(カ) (略)

(キ) (略)

(ク) (略)

(ケ) (略)

(コ) (略)

ウ 保有個人情報の存否に関する情報についての判断基準（法81条）

開示請求に対し、保有個人情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合や、開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該個人情報の存否を回答できない場合に行うこととされています（甲45号証の第6）。

しかし、処分庁からは、審査請求人が取消しを求めるそれぞれの決定の保有個人情報について、これらの場合のいずれに当たるか、開示しないこととした理由を示していただいていません（行政手続法8条1項。令和4年2月（令和4年10月一部改正）個人情報保護委員会事務局『個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）』224頁）

エ 小括

このため、処分庁が審査請求人に対して令和4年8月24日付けでした保有個人情報の開示をしない旨の決定（カ管委第164号）、（略）いずれも違法です。

(4) 裁量権の範囲の逸脱又は濫用

ア 部分開示（法79条）

開示請求に係る行政文書について、法79条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、不開示情報が含まれている場合の部分開示（法79条1項）について、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるかどうかの判断を行うこととされています（甲45号証の第4の1）。

個人識別性の除去による部分開示（法79条2項）については、「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除く

ことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」は、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても個人の権利利益を害するおそれのない場合に該当し、開示しなければなりません。

このため、処分庁におかれても、法79条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断を求めます。

イ 裁量的開示（法80条）

また、法80条は、行政機関の長等の高度な行政的判断により裁量的開示を行うことができることを明確にしています。すなわち、法78条の判断自体においては、不開示にすることの必要性が認められる場合であっても、個別具体的事情によっては、開示することの利益が不開示とすることによる利益に優越すると認められる場合がありうることは否定できません（宇賀『新・個人情報保護法の逐条解説』（有斐閣，令和4年）575頁）。

そして、法80条に基づく裁量的開示を行うかどうかの判断は、法78条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要性があると認められるかどうかにより行うべきであるところ、審査請求人が、言われのない特定職員Bに対するストーカ行爲があっただとか、〇〇事由があるなどと言われ、自己に有利な証拠の収集に困っており、開示することの利益はあっても不開示とすることの利益は乏しく、開示することの利益が不開示とすることによる利益に優越することは明らかであることから、処分庁は、裁量的開示の必要性があります。

ウ 不正な動機

審査請求人が、言われのない特定職員Bに対するストーカ行爲があっただとか、〇〇事由があるなどと言われ困っているにもかかわらず、処分庁事務局が、警視庁本部又は特定警察署に対し、審査請求人の知らないところで、95枚以上ある文書を、全て一度に提出したり、令和〇年〇月〇日の人事異動通知書（甲5号証）の交付と〇〇の手続をうまく進めているのですから、処分庁には、これらの事実を隠すことなく、不正な動機を持つことなく、全部開示をすることを求めます。

エ 小括

このため、処分庁は、不正な動機を持つことなく、部分開示、裁量的開示をしていただく必要があるにもかかわらず、処分庁が審査請求人に対して令和4年8月24日付けでした保有個人情報の開示をしない旨の決定（カ管委第164号）、（略）は、いずれもこのような開示が行われていないことから、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があります。

(5) 結語

審査請求人は、刑事事件のほかに、行政処分取消等請求事件等において、

真実を明らかにしてほしいと考え、手持資料が乏しいため、証拠収集をしています。

したがって、刑事事件や行政処分取消等請求事件等の準備のためにも、審査請求人が取消しを求めるそれぞれの決定は、違法又は不当なものであるとして、審査請求人は、処分庁に対し、処分庁が、令和4年8月24日付けで審査請求人に対してした保有個人情報を不開示とする決定（カ管委第164号）、（略）を、それぞれ取り消すことを求めるとともに、処分庁が、審査請求人に対し、これらの決定の不開示部分を、それぞれ開示することを求めます。

（6）理由の提示（手続的違法事由）

ア 最判平23・6・7（民集65巻4号2081頁）は、行政手続法14条1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものであり、どの程度の理由を提示すべきかは、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定すべきであるし、処分基準が定められている場合には、それらに加えて、処分基準の適用関係を示す必要があると判示するところ、行政手続法（平成5年法律第88号）8条1項の求める処分の理由付記に不備が認められる場合には、当該処分は違法として取り消されます（西川編『行政関係訴訟』（青林書院、改訂版、令和3年）184頁〔和久〕）。

このような理由付記制度の趣旨にかんがみれば、保有個人情報の不開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、法78条の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に不開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、理由付記としては十分でないといわなければなりません（最判平成4年12月10日判時1453号116頁参照）。

また、行政手続法8条1項の規定の趣旨は、不服申立ての便宜だけでなく、処分の慎重・公正妥当の担保にもあることからすれば、処分理由は処分通知書の記載自体において明らかにされるべきであって（甲22号証、甲24号証、甲37号証、甲38号証）、相手方である審査請求人の知・不知には関わりがなく、それ自体として処分の取消事由を構成するものです（室井ほか編『コンメンタル行政法Ⅰ 行政手続法・行政不服審査法』（日本評論社、第3版、平成30年）176頁〔久保〕、

135頁，137頁〔久保〕）。

イ 実務においても，不開示理由は，行政手続法8条の規定に基づき，開示請求者が明確に認識することができるよう，不開示情報を規定する個人情報保護法78条のどの規定に該当するかだけでなく，開示請求に係る審査基準の内容といった不開示と判断する要件，該当する事実について，不開示情報を開示しない程度に可能な限り具体的に記載する必要があることとされています。

例えば，不開示情報に該当する場合，開示請求に係る保有個人情報に含まれているどの情報が不開示情報に該当し，これらを開示するとどのような支障等があり，個人情報保護法78条のどの規定に該当するかを記載するし，不存在の場合，開示請求に係る保有個人情報が存在しない理由を具体的に記載するし，存否応答拒否をする場合においても，不開示情報が明らかにならない範囲で，個人情報保護法81条の条項を示す以外に，存否そのものを答えられない理由，存否を答えた場合に個人情報保護法78条に規定するどの不開示情報を開示することになるかについて示す必要があります（令和4年2月（令和4年10月一部改正）個人情報保護委員会事務局『個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）』223頁以下，433頁の標準様式第2-4関係の開示をしない旨の決定通知書の記載要領。）。

ウ このため，処分庁が審査請求人に対して令和4年8月24日付けでした保有個人情報のうち本申立書別紙2の開示をしない旨の決定（カ管委第164号），処分庁が審査請求人に対して令和4年9月13日付けでした保有個人情報のうち本申立書別紙3の開示をしない旨の決定（カ管委第190号），処分庁が審査請求人に対して令和4年9月30日付けでした保有個人情報を一部不開示とする旨の決定（カ管委第205号）のうち本申立書別紙4から6までの保有個人情報の一部を不開示とした部分，令和4年9月30日付けでした保有個人情報のうち本申立書別紙7の開示をしない旨の決定（カ管委第206号）は，いずれも保有個人情報が多くあり，1の保有個人情報でも複数のマスキングがあるにもかかわらず，全て一括して1の号又は複数の号に該当するとだけ教示しています（甲38号証）。

とりわけ，令和4年9月30日付けで審査請求人に対してした保有個人情報を一部不開示とする決定（カ管委第205号）のうち本申立書別紙4から6までの保有個人情報の一部を不開示とした部分は，本申立書別紙4が合計374枚，本申立書別紙5が合計53枚，本申立書別紙6が合計49枚もあり，一部開示していただいた保有個人情報は1の保有個人情報でも複数のマスキングがあるにもかかわらず，全て一括して1の号又は複数の号に該当するとだけ教示していることから（甲38号

証) , 行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものではありません。

したがって、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える、処分の慎重・公正妥当の担保を図るという趣旨に抵触するものであり、理由の提示がなされたとはいえ、違法です。

別紙2 意見書

諮問庁から提出のありました理由説明書（上記第3を指す。）に対する意見を述べます。

なお、略語等は、本意見書により新たに用いるもののほか、理由説明書の例によります。

1 本件審査請求について

理由説明書1枚目の3行目から12行目までは、認めます。

2 原処分の妥当性について

(1) 法78条5号の不開示情報に該当しないこと

理由説明書1枚目の下から15行目から12行目までは、不知。

理由説明書1枚目の下から11行目から2枚目の4行目までは、不知又は否認します。

理由説明書2枚目の5行目から8行目の「係属しており」までは、認めます。

なお、審査請求人が令和○年○月○日○曜日午前○時過ぎに○○されたのは、カジノ管理委員会事務局がある城山トラストタワー○階リフレッシュコーナーであり（甲2号証，甲65号証），○○部○○課長であった特定職員Aが、突然、審査請求人に対して同日付け人事異動通知書等交付した後、これを待っていたと思われる警視庁本部と警視庁特定警察署の方々○名ほどによるものでした。

理由説明書2枚目の8行目の「仮に」から11行目までは、否認します。

理由説明書2枚目の12行目から13行目までは、争います。

(2) 存否を明らかにしないことに相当な理由はないこと

理由説明書2枚目の15行目から21行目までは、不知又は否認します。

理由説明書2枚目の22行目から23行目までは、争います。

(3) 小括

以上のとおり、本件処分に係る保有個人情報、法78条5号の不開示情報に該当し、存否を明らかにすることでかかる不開示情報を開示することにならず、存否を明らかにせず不開示とした本件処分は違法かつ不当なものです。

3 請求人の主張について

(1) 法78条5号該当性について

ア 理由説明書2枚目の下から5行目から2行目の「規定するところ」までは、認めます。

理由説明書2枚目の下から2行目の「，カジノ管理委員会は」から1行目の「行政機関」であること」までは、否認します。

カジノ管理委員会は、国家行政組織法 3 条 2 項に規定する機関に該当する「行政機関」ではなく、内閣府設置法 4 9 条 1 項及び 2 項に規定する機関です（法 2 条 8 項 2 号， 3 号， 6 3 条。甲 6 6 号証。令和 4 年 2 月（令和 6 年 4 月一部改正）個人情報保護委員会事務局『個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド』 2 1 頁以下。出典：個人情報保護委員会ホームページ（URL（略）））。

理由説明書 2 枚目の下から 1 行目の「， 本件処分を行った処分庁は」から 3 枚目の 1 4 行目までは， 不知又は否認します。

理由説明書 3 枚目の 1 5 行目から 1 6 行目までは， 争います。

イ カジノ管理委員会事務局〇〇部〇〇課長であって， 同事務局職員であった特定職員 B や審査請求人の上司であった特定職員 C が， 審査請求人に伝えることなく， 審査請求人に関する大部の書面を作成して令和〇年〇月〇日〇曜日（略）警視庁特定警察署に提出している事実や， 特定職員 B から令和〇年〇月〇日夜の着信・通話の概要が添付された電子メールを受信した特定職員 C が， 受信した令和〇年〇月〇日〇曜日のうちに特定職員 A やカジノ管理委員会事務局総務企画部総務課人事担当であった特定職員 D に情報共有し， 特定職員 D は， 同日， 同日頃に特定職員 D の異動に伴うかたちで異動してきた特定職員 E に対してもこの電子メールを転送している事実があるにもかかわらず（甲 6 7 号証）， 特定職員 C は， 審査請求人に関する大部の書面を作成して令和〇年〇月〇日〇曜日特定警察署に提出している事実は認めているものの（甲 6 8 号証， 甲 6 9 号証の証人特定職員 C 3 4 頁 3 行目， 3 7 頁 4 行目以下）， 詳細については覚えていないと証言しています（甲 6 9 号証の証人特定職員 C 3 4 頁 9 行目以下， 3 5 頁 7 行目， 1 4 行目以下）。特定職員 C は， 令和〇年〇月にあった特定地方検察庁検察官検事のかたによる検察官面前調書の作成を覚えていないと証言しています（甲 6 8 号証の 3 3 頁下から 2 行目から 1 行目まで）。裁判所に対しては， 迎合的です（甲 6 9 号証の証人特定職員 C 3 7 頁 4 行目以下）。最高裁判所で〇〇が確定した令和〇年〇月末日頃時点で， 委員会事務局を異動されていたにもかかわらず， 審査請求人の〇〇が確定した事実を知っていたことを前提に証言しています（甲 6 9 号証の証人特定職員 C 8 頁下から 1 0 行目以下。甲 7 0 号証）。

また， 審査請求人は， 令和〇年〇月〇日〇曜日午前〇時過ぎ， 城山トラストタワー〇階リフレッシュコーナーで〇〇されるまで（甲 2 号証， 甲 6 5 号証）， 捜査機関の方に会ったり話したことはなく， 捜査機関の方が， 同日までに， 審査請求人の同意により審査請求人の写真を入手した事実はありません（甲 7 1 号証の 5 9 頁）。

他方， 捜査機関の方は， 審査請求人の写真を入手しているところ（甲

71号証の59頁，甲46号証，甲72号証），審査請求人はカジノ管理委員会事務局に勤務していた令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで，わずかな数の行政機関に履歴書を郵送したときを除き，第三者に対し，審査請求人の写真を提供したことはありません。

このため，カジノ管理委員会事務局は，令和〇年〇月頃には，審査請求人に知られることなく，審査請求人の同意によらず，審査請求人の写真を撮影し，捜査機関の方に提供し，捜査機関の方はこれを入手しています（甲46号証，甲72号証）。

さらに，本件刑事事件において，特定職員Bが，令和〇年〇月，カジノ管理委員会事務局のアカウントを用いて，特定職員Cに対し，「〇月〇日夜の着信・通話の概要」（甲67号証），「〇月〇，〇日夜の着信・通話の概要」，「〇月〇日夜の着信・通話の概要」，「〇月〇日夜の着信・通話の概要」を添付して送信した電子メール等やこれらの通話内容を録音した音声データは，全て捜査機関に提出され，その一部は検察官提出証拠として提出されたり，特定地方検察庁検察官検事であった特定検事よる令和〇年〇月〇日〇曜日にあった取調べで聞かされる等しており，存在します。

ウ このため，カジノ管理委員会は，カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図ることを任務とし，カジノ事業の監督に関すること等をつかさどっているにもかかわらず（特定複合観光施設区域整備法214条，215条，224条1項），自らが所管しないストーカー規制法を用いて組織ぐるみで刑事事件を作り，審査請求人の有罪を確定させることが目的でこのような一連の行為に及んでいます。

このような行為に及んだカジノ管理委員会が，法78条2号に該当する等と主張することは，信義に悖ります。

エ また，行政機関の所掌事務は，本来，行政が担うべき事務の範囲を定めることは，国権の最高機関たる国会の権限であるべきであるから，基本的には法律で定めるべき事項であり（特定複合観光施設区域整備法214条，215条，224条1項），これは憲法の要請に基づくものです（憲法41条，66条1項，72条など。宇賀『行政法概説Ⅲ』（有斐閣，第5版，平成31年）12頁以下）。

法78条5号が，このような憲法の要請に基づく所掌事務を考慮することなく，行政機関の長である処分庁が，「おそれ」を認定する前提となる事実を認定し，高度の政策的判断や将来予測としての専門的・技術的判断を伴いながら，この認定した事実を不開示情報の要件に当てはめ，これに該当すると認定（評価）することを許容することは（総務省行政管理局監修『行政機関等個人情報保護法の解説』（ぎょうせい，増補版，平成17年）93頁，90頁以下），憲法41条，66条1項，72条

に違反するものです。

オ さらに、本件処分の決裁・供覧文書は、本件処分に係る保有個人情報を開示しないこととした理由を、検討したかどうか分らないです（甲 22号証，甲 73号証）。

また、本件処分は、いずれも処分庁であるカジノ管理委員会委員長の名義であるところ、委員長の方が刑事事件や本件禁止命令についてどのようにお考えになろうとしているかとは別に、決裁・供覧文書にカジノ管理委員会委員長の方の名前はなく、カジノ管理委員会事務局事務局長又は事務局次長の方の代決にとどまっています（甲 73号証）。

カ なお、最近の情報公開・個人情報保護審査会の答申等は、5号該当性に消極的です（甲 74号証から甲 78号証まで。総務省ホームページ（URL（略））諮問庁；厚生労働大臣，諮問日：令和 4 年 3 月 18 日（令和 4 年（行個）諮問第 5083 号），答申日：令和 5 年 8 月 7 日（令和 5 年度（行個）答申第 5084 号），事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件。（URL（略））諮問庁：厚生労働大臣，諮問日：令和 4 年 8 月 15 日（令和 4 年（行個）諮問第 5179 号），答申日：令和 5 年 10 月 26 日（令和 5 年度（行個）答申第 5103 号），事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件。（URL（略））諮問庁：厚生労働大臣，諮問日：令和 5 年 7 月 7 日（令和 5 年（行個）諮問第 159 号及び同第 160 号），答申日：令和 5 年 12 月 14 日（令和 5 年度（行個）答申第 138 号及び同第 139 号），事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件，本人の申告に係る申告処理台帳継続の一部開示決定に関する件。（URL（略））諮問庁：厚生労働大臣，諮問日：令和 5 年 9 月 25 日（令和 5 年（行個）諮問第 229 号），答申日：令和 5 年 12 月 14 日（令和 5 年度（行個）答申第 140 号），事件名：本人が特定労働基準監督署へ提出した「特定日付け労働基準法違反に関する申告書」に係る調査資料の不開示決定（存否応答拒否）に関する件。（URL（略））（諮問庁：厚生労働大臣，諮問日：令和 4 年 12 月 12 日（令和 4 年（行個）諮問第 63 号），答申日：令和 6 年 1 月 18 日（令和 5 年度（行個）答申第 151 号），事件名：本人に係る未払賃金立替払制度に関する認定及び確認復命書等の一部開示決定に関する件。）。

また、令和 4 年度に不開示情報に該当するとしたもの 5 万 1 4 7 5 件のうち、法 78 条 5 号の公共の安全等に関する情報として不開示情報に該当するとしたものは、1 2 2 5 件（2.4%）しかありません（出典：個人情報保護委員会ウェブサイト（URL（略））。令和 6 年 3 月個人情報保護委員会『令和 4 年度における個人情報保護法の施行の状況について（行政機関）（独立行政法人等）』10 頁，26 頁。甲 79 号

証)。

さらに、情報公開・個人情報保護審査会答申において多く見られるものの類型として挙げられるのは、処分庁とは異なり、公共の安全と秩序を維持することを掌る警察・公安調査庁の保有する開示請求者本人に関する個人情報について、情報収集活動・調査活動等が明かなるなどとして、法78条5号を理由に存否応答拒否とした判断を妥当としたものです(甲64号証)。

キ このため、請求人の委員会の任務を根拠に本件処分が違法であるとの主張は理由があります。

(2) 裁量権の逸脱又は濫用があること

ア 理由説明書3枚目の下から18行目から16行目以下の「(審査請求書28ないし31ページ)が」までは、認めます。

理由説明書3枚目の下から15行目の「, 請求人は」から14行目までは、否認し又は争います。

理由説明書3枚目の下から13行目から9行目までは、否認し又は争います。

イ 特定職員Bが令和〇年〇月, 特定警察署に対して提出した令和〇年〇月〇日夜の着信・通話の概要が添付された電子メール(甲67号証)等は, 特定職員C, 特定職員A, 特定職員D, 特定職員Eなどにも共有されていたにもかかわらず, 審査請求人はこの事実を知りませんでしたし, 特定職員Cは, 審査請求人に関する大部の書面を作成して令和〇年〇月〇日〇曜日特定警察署に提出している事実は認めているものの(甲68号証, 甲69号証の証人特定職員C34頁3行目, 37頁4行目以下), 詳細については覚えていないと証言しています(甲69号証の証人特定職員C34頁9行目以下, 35頁7行目, 14行目以下)。特定職員Cは, 令和〇年〇月にあった特定地方検察庁検察官検事のかたによる検察官面前調書の作成を覚えていないと証言しています(甲69号証の33頁下から2行目から1行目まで)。裁判所に対しては, 迎合的です(甲69号証の証人特定職員C37頁4行目以下)。最高裁判所で〇〇が確定した令和〇年〇月末日頃時点で, 委員会事務局を異動されていたにもかかわらず, 審査請求人の〇〇が確定した事実を知っていたことを前提に証言しています(甲69号証の証人特定職員C8頁下から10行目以下。甲70号証)。

このため, 処分庁は, カジノ管理委員会が組織ぐるみで刑事事件を作り, 審査請求人の有罪を確定させることが目的でこのような一連の行為に及んだことを隠ぺいするため, 本件処分を行ったものであり, 処分庁は不正な動機をもって本件処分を行っています。

ウ 存否応答拒否を定めた法81条は, 部分開示(法79条)や裁量的開

示（法80条）とは別に規定が置かれていることから、保有個人情報の存否を明らかにすることにより不開示情報を開示することとなることと、処分庁が部分開示及び裁量的開示を行うこととは関係がありません。

このため、処分庁が、部分開示及び裁量的開示を行わずに本件処分を行ったことは、裁量権の範囲の逸脱又は濫用があり、請求人の主張は理由があります。

(3) 理由付記について不備があること

ア 理由説明書3枚目の下から7行目から4行目までは、認めます。

理由説明書3枚目の下から3行目から4枚目の8行目までは、一般論としては認めます。

理由説明書4枚目の9行目から下から5行目までは、否認し又は争います。

理由説明書4枚目の下から4行目から3行目までは、争います。

イ 本件処分の決定通知書に付記された「開示をしないこととした理由」は、いずれも該当条文である法78条5号を適示し、存否を答えることにより、同号に規定された不開示情報を開示するおそれがあることから、法81条の規定により開示請求を拒否した旨を記載しているにとどまり、存否そのものを答えられない理由を記載していません（甲66号証、令和4年2月（令和6年4月一部改正）個人情報保護委員会事務局『個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド』227頁。）。

これらの記載は、存否そのものを答えられない理由をその記載自体から了知し得るものではありません。審査基準第6の1は、保有個人情報の存否に関する情報についての判断基準をいうのであり（甲45号証）、理由の記載方法ではありません（法82条2項）。

このため、本件処分に係る各理由付記に行政手続法8条1項本文に違反します。

したがって、本件処分に係る理由付記はいずれも違法かつ不当であり、請求人の主張は理由があります。

4 まとめ

以上によれば、本件処分は、違法かつ不当であり、取り消されるべきです。